

令和7年国勢調査を実施します

問 かいたブランド課(役場3階) ☎823-9212 FAX.823-9203

5年に一度、全員参加の統計調査

所要時間は約5-10分

国勢調査は スマホで回答が かんたん・便利!

利用者が好評で!
前回の国勢調査で
インターネット回答した方の
98%が
次回はインターネット回答を
希望しています。

9月下旬頃から
調査書類をお届けします!

国勢調査は日本の未来をつくるために欠かせない重要な調査で、日本に住むすべての世帯・人を対象としています。回答内容は統計作成の目的以外には使われませんので、調査へのご理解・ご協力をお願いします。

調査の流れ

●調査書類の配布

9月20日(土)以降、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布します。(不在の場合は、郵便受けに配布します。)

●調査に回答・提出

- ①インターネット回答
 - ②紙の調査票で回答し、郵送提出
- ①・②が難しい場合は、紙の調査票を調査員に直接提出

●回答期間

10月1日(水)～10月8日(水)
※インターネット回答は9月20日(土)から可能です。

かたり調査にご注意を

調査員は、顔写真付きの『国勢調査員証』を携帯しています。国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどに注意してください。不審に思った際には、速やかにかいたブランド課までお知らせください。

調査についてのお問い合わせは 国勢調査コンタクトセンターへ

設置期間:9月16日(火)～11月7日(金)
チャット自動応答
【土・日曜日、祝日を含む24時間対応】



電話による問合せ

0570-02-5901
ナビダイヤル® IP電話の場合:03-6628-2258
受付時間:9時～21時
(土・日曜日、祝日も利用できます)

国勢調査について くわしくはコチラ



海田町国勢調査コールセンター

☎823-9239
設置期間:9月19日(金)～10月31日(金)
受付時間:8時30分～17時15分
(土・日曜日、祝日除く)

・海田町公式LINEでも質問を受け付けます。
くわしくは調査書類に同封するチラシを確認してください。

① 海田町定額減税補足給付金(不足額給付)について

問 給付金コールセンター(役場2階 相談室2-1) ☎823-7433

令和6年度に実施した「定額減税補足給付金(調整給付金)」で算定した金額に不足が生じる場合、追加で給付を行うものです。次のいずれかの要件に該当する人が支給の対象となります。

令和7年1月1日(賦課期日)に海田町に住民登録がある人が対象です。令和7年1月1日時点で海田町に住民登録がない人は、住民登録があった自治体に問い合わせてください。

不足額給付 I	不足額給付 II
<p>○支給対象 「令和6年分所得税額」が確定したのちに「本来給付すべき額」と、「実際に給付した額(調整給付)」との間で差額(不足)が生じる人(納税義務者本人の合計所得金額が1,085万円を超える人は対象外)</p> <p>【当初給付時(令和6年)】 1万円単位への切上げ額 所得税分 定額減税しきれない額(令和6年推計値) 個人住民税所得割分 定額減税しきれない額(令和6年実績)</p> <p>【不足額給付時(令和7年)】 1万円単位への切上げ額 所得税分 定額減税しきれない額(令和6年実績) 個人住民税所得割分 定額減税しきれない額(令和6年実績)</p> <p>※1万円単位</p>	<p>○支給対象 以下の①～③の要件「全て」を満たす人 ①令和6年分所得税・令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円(本人が定額減税の対象外) ②税制度上「扶養親族」の対象外(青色事業専従者、事業専従者(白色)の人、合計所得48万円超の人) ③低所得世帯向け給付「令和5年度非課税(7万円)」、「令和5年度均等割のみ課税(10万円)」、「令和6年度新たな非課税・均等割のみ課税(10万円)」のいずれも対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない</p>
<p>○支給額 令和6年分所得税および定額減税の実績額が確定したのち本来給付すべき額と、令和6年度に実施した調整額給付との差額(1万円単位に切上げて支給)</p>	<p>○支給額 原則4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合などは3万円)</p>
<p>○申請方法 不足額給付 I の対象と思われる人には9月上旬に案内を送付します。</p>	<p>○申請方法 不足額給付 II に該当する人は申請が必要となります。申請期限に注意してください。</p>
<p>○申請期限 10月31日(金) ※消印有効。</p>	

●定額減税補足給付金(不足額給付)について



●定額減税補足給付金(不足額給付)対象確認用ページ

定額減税補足給付金(不足額給付)の対象となるか、アンケート形式で確認できるページです。参考にしてください。(スマートフォンなどを持っていない人は町内公共施設へ設置しているチラシを確認してください)



② 条例改正などをお知らせする方法を変更します

問 総務課(役場3階) ☎823-9202 FAX.823-9203

6月定例会において、海田町告示式条例の一部を改正する条例が可決されました。これにより、10月以降、条例改正などの内容を皆さんにお知らせする方法が次のとおり変更となります。

- ・紙によるお知らせの方法
→海田町役場前の掲示板へ掲示
 - ・電子によるお知らせの方法
→海田町ホームページへ掲示
- なお、条例改正について海田町ホームページへ掲載した場合、併せて海田町公式LINEでもお知らせします。